

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答案
1	募集要項	10	第3	3		参加表明書及び参加資格申請書類の受付	「提案書類を郵送にて提出する場合は、上記期限内に必着とすること」とありますが、提案書提出は5月20日でしょうか。	提案書提出は5月20日です。該当箇所の「提案書類」との表記を「参加表明書及び参加資格申請書類」に修正します。
2	募集要項	10	第3	3	(3)	参加表明書及び参加資格申請書類の受付	提出書類の中の2)その他の添付書類④役員名簿につきましては任意の様式での提出でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
3	募集要項	10	第3	3	(3)	提出書類	「④役員名簿」は、どのような形式でどこまでの情報が必要ですか。	特に形式は定めていません。役員の方のお名前が確認できるようにしてください。
4	募集要項	10	第3	3	(3)	提出書類	「⑤申請の前年度の納税証明書」は、未納税額のない納税証明書とのことですが、収税課で完納証明書のことと案内されました。完納証明書で間違いはないですか。	未納がないことが確認できれば結構です。
5	募集要項	16	第3	4	(3)6)	構成企業及び協力企業の参加資格要件	火葬炉企業に法令上求められる資格等について、建設業許可の機械器具設置工事業又はタイル・レンガ・ブロック工事業と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	建設業許可の機械器具設置工事業を求めます。
6	募集要項	16	第3	4	(3)6)	構成企業及び協力企業の参加資格要件	火葬炉運転企業及び運営企業に法令上求められる資格等については特に無いと解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
7	募集要項	16	第4 第3	5 4	10 10)	工事監理企業の要件	解体企業は、本事業を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していることとありますが、どの資格等が必要でしょうか。ご教示ください。	建設業許可の解体工事業を求めます。
8	参加審査様式	8	参-様式3 (別紙1)		②	添付書類チェックリスト	「入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者を証する書類」は何処で入手するどのような書類ですか	市のHPでご確認ください。
9	参加審査様式	8	参-様式3 (別紙1)		⑤	添付書類チェックリスト	監理技術者の要件書類で、「専任で配置できる者であることを証する書類」とはどのような書類ですか。	配置可能な監理技術者とその資格を証する書類をお示しください。
10	参加審査様式	9	参-様式3 (別紙1)		⑥	添付書類チェックリスト	「現場代理人を常駐配置できる者であることを証する書類」とはどのような書類ですか。	配置可能な現場代理人とその資格を証する書類をお示しください。
11	参加審査様式		参-様式3 (別紙1)			参加審査添付書類 チェックリスト	全ての建設企業の添付書類②に記載されている、「入札参加資格資格名簿の建築一式工事に登録されている者を証する書類」は、伊賀市においての入札参加資格は三重県の入札参加資格審査申請による共同受付団体になるため、伊賀市のホームページに掲載されている「工事格付名簿」もしくは「三重県建設工事発注にかかる格付け通知」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
12	参加審査様式		参-様式3 (別紙1)			参加審査添付書類 チェックリスト	全ての建設企業の添付書類⑤に記載されている、「主任技術者または監理技術者の施工経験を有する者を専任で配置できる者」は複数の技術者を提出し、基本協定締結後の工事着手前までにその中から配置技術者を決定することは可能でしょうか。	可能です。
13	参加審査様式		参-様式3 (別紙1)			参加審査添付書類 チェックリスト	全ての建設企業の添付書類⑤に記載されている、「主任技術者または監理技術者の施工経験を有する者を専任で配置できる者」は基本協定締結から工事着手までの期間が長い為、新たな技術者を雇用し、建設業法に基づき直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある技術者を配置する場合は、現時点で提出する技術者以外の者を配置することは可能でしょうか。	可能です。
14	参加審査様式		参-様式3 (別紙1)			参加審査添付書類 チェックリスト	全ての建設企業の添付書類⑥に記載されている、「伊賀市建設工事標準請負契約約款第10条に規定する現場代理人を常駐配置できる者であることを証する書類」は現場代理人等専任通知書であると理解して良いでしょうか。	お見込みの通りです。
15	参加審査様式		参-様式3 (別紙1)			参加審査添付書類 チェックリスト	全ての建設企業の添付書類⑥に記載されている、「現場代理人を常駐配置できる者であることを証する書類」は複数の技術者を提出し、基本協定締結後の工事着手前までにその中から配置技術者を決定することは可能でしょうか。	可能です。

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答案
16	参加審査様式		参-様式3 (別紙1)			参加審査添付書類 チェックリスト	全ての建設企業の添付書類⑥に記載されている、「伊賀市建設工事標準請負契約約款第10条に規定する現場代理人を常駐配置できる者であることを証する書類」は、基本協定締結から工事着手までの期間が長い為、新たな技術者を雇用し、建設業法に基づき直接的かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある技術者を配置する場合は、現時点で提出する技術者以外の者を配置することは可能でしょうか。	可能です。
17	参加審査様式		参-様式3 (別紙9)			参加要件確認書(解体企業)	参加要件確認書(解体企業)は設計企業も記載が必要ですか、またその場合(解体設計)への変更が必要でしょうか	設計企業が、「参加要件確認書(解体企業)」を提出いただく必要はありません。
18	参加審査様式		参-様式4-1			グループ構成表及び 役割分担表	担当者欄に記載する者は、参加申請書類作成の担当者との理解で良いでしょうか。	お見込みの通りです。必要に応じ、事業契約締結まで記載のご担当者にご連絡します。
19	参加審査様式		参-様式4-1			グループ構成表及び 役割分担表	構成企業または協力企業が複数の企業(募集要項第3の4(1)に示す企業)を兼務する場合、同じ担当者による兼務は可能ですか。	可能です。
20	参加審査様式		参-様式4-1			グループ構成表及び 役割分担表	構成企業または協力企業が複数の企業(募集要項第3の4(1)に示す企業)を兼務する場合、同じ担当者が兼務する場合において「参-様式4-1」を一枚で作成し、該当する企業種別欄を複数〇で囲んで提出すると理解して良いでしょうか。	お見込みの通りです。
21	参加審査様式		参-様式4-1			グループ構成表及び 役割分担表	参加要件確認書(解体企業)に設計企業も必要であった場合、グループ構成表及び役割分担表記載が必要であると思われませんが、その場合(解体設計)の追記が必要でしょうか	設計企業が、「参加要件確認書(解体企業)」を提出いただく必要はありません。